



消費者注意報



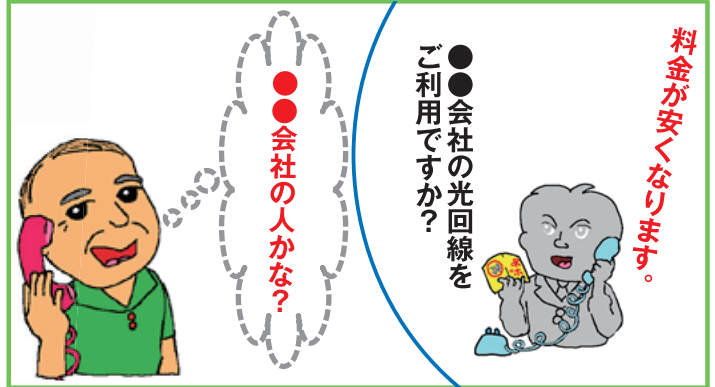
CASE.1

遠隔操作でプロバイダ変更?電話勧誘でトラブル

「勘違い!」がはじまり…



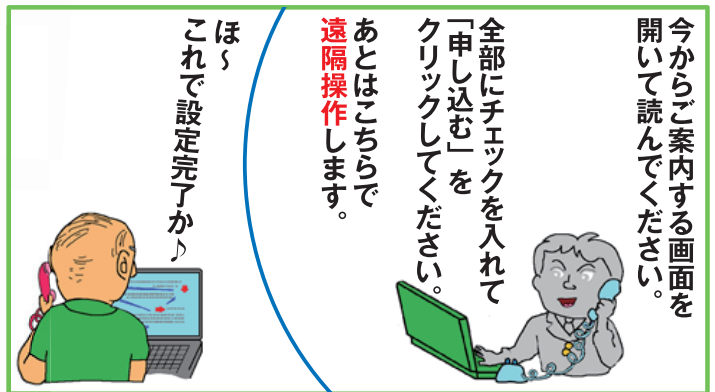
大手通信会社の関連会社と勘違いさせられ話を聞くケースが多いようです。
「料金が安くなる」と言われ、パソコン上の契約内容を確認する画面に誘導され、各項目にチェックを入れた上で「同意して申込」をクリックするよう促されます。



遠隔操作って?



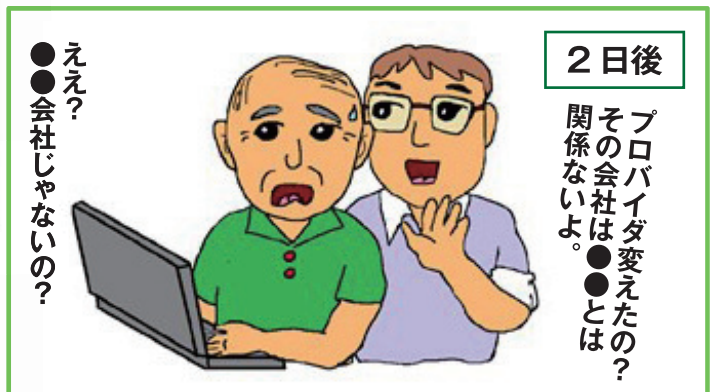
業者の指示通りすると**遠隔操作**のソフトが**ダウンロード**され、業者がパソコンを自由に操作できるようになります。
 不慣れな人は、簡単に変更してもらえらるなと思いがちですが、安易に許可すると**パソコンを危険にさらす**可能性があります。



クーリング・オフできないの?



クーリング・オフは電話勧誘や訪問販売で契約した場合に、期間内であれば無条件で解約できる制度です。
 ここでは電話勧誘を受けて契約していますが、**通信に関する契約には、原則クーリング・オフの適用はありません。**



ご相談はお近くの消費生活センターへ



京のチェックポイント



通信サービス契約にクーリング・オフはありません!



インターネットに接続するためには、通信回線契約（ADSL、光回線など）とプロバイダ契約が必要です。 ※プロバイダ：インターネット接続業者

通信サービス契約にはクーリング・オフはないので、あとで「しまった!」とならないようまずは現在の契約内容を確認し、新たな契約についても事前に内容を理解した上で、契約するかどうかを決めましょう。

◆ 確認しよう! ◆



- 現在の通信回線業者は？
- 現在のプロバイダ業者は？
- 各々のサービスの金額は？
- 解約した場合の解約料は？



トラブル回避の三か条

- 一、契約期間や解約料、手数料についてもきちんと確認!
解約すると高額な解約料が発生することもあるので要注意
- 二、「安い」「お得」「簡単」といった言葉に惑わされない!
キャッシュバックや割引など目先の利益にとらわれない
- 三、勧誘されてもすぐに契約しない!必要がなければきっぱり断る!
いったん電話をおいて冷静に!安易に遠隔操作を許可しない

勧誘方法やトークに問題があれば、契約を取消できる場合もあるので困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう

不安なときは
まずお電話を!

京都府消費生活安全センターくらしの相談	075-671-0004
高齢者消費生活ホットライン	075-671-0144
消費者ホットライン (お近くの消費生活相談窓口へつながります)	0570-064-370
消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)	075-257-9002